

添付法令資料 4 :

金融操作に関する 2020 年 9 月 28 日付インドネシア銀行規則

No.22/14/PBI/2020 (目次)

同月 29 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 金融操作の目的 (第 2 条ないし第 7 条)
- 第 3 章 金融操作の実施
  - 第 1 節 通則 (第 8 条ないし第 10 条)
  - 第 2 節 OMK (従来型金融操作) の実施 (第 11 条)
    - 第 1 款 従来型 OPT (公開市場操作) (第 12 条ないし第 16 条)
    - 第 2 款 従来型スタンディング・ファシリティ (第 17 条ないし第 20 条)
  - 第 3 節 OMS (シャリーア金融操作) の実施 (第 21 条)
    - 第 1 款 シャリーア OPT (第 22 条ないし第 29 条)
    - 第 2 款 シャリーアスタンディング・ファシリティ (第 30 条ないし第 33 条)
- 第 4 章 インドネシア銀行が発行する金融操作証書
  - 第 1 節 OMK 証書
    - 第 1 款 SBI (インドネシア銀行証書)、SDBI (インドネシア銀行預金証書) 及び外貨建て SBBI (インドネシア銀行有価証券) (第 34 条ないし第 37 条)
    - 第 2 款 SBI、SDBI 及び外貨建て SBBI の管理 (第 38 条及び第 39 条)
    - 第 3 款 セカンダリーマーケットにおける SBI 及び SDBI 取引の制限 (第 40 条ないし第 44 条)
    - 第 4 款 SBI、SDBI 及び外貨建て SBBI の決済 (第 45 条及び第 46 条)
  - 第 2 節 OMS 証書
    - 第 1 款 SBIS (シャリーアインドネシア銀行証書) 及び SukBI (インドネシア銀行スクーク) (第 47 条ないし第 51 条)
    - 第 2 款 SBIS 及び SukBI の管理 (第 52 条及び第 53 条)
    - 第 3 款 セカンダリーマーケットにおける SukBI 取引の制限 (第 54 条ないし第 56 条)
    - 第 4 款 SBIS 及び SukBI の決済 (第 57 条及び第 58 条)
- 第 5 章 金融操作への参加者及び仲介機構の許認可
  - 第 1 節 参加者及び仲介機構 (第 59 条及び第 60 条)
  - 第 2 節 参加者及び仲介機構の許認可 (第 61 条ないし第 63 条)
  - 第 3 節 金融操作への参加者及び仲介機構となる予定の当事者への許可を取得するための要件 (第 64 条ないし第 69 条)
  - 第 4 節 参加者及び仲介機構の許可の取消し (第 70 条)
  - 第 5 節 参加者及び仲介機構の責任 (第 71 条)

- 第 6 章 金融操作における取引の処理（第 72 条ないし第 82 条）
- 第 7 章 金融市場のモニタリング（第 83 条）
- 第 8 章 金融操作におけるインドネシア銀行の監督（第 84 条）
- 第 9 章 雑則
  - 第 1 節 短期流動性借入金又はシャリーア短期流動性融資の提供における銀行の金融操作制限（第 85 条）
  - 第 2 節 金融規制及び監督並びに／又はマクロ・プルデンシャル規制及び監督に関連する制裁（第 86 条）
- 第 10 章 経過規定（第 87 条）
- 第 11 章 終則（第 88 条ないし第 90 条）

弁護士法人 瓜生・米賀法律事務所